

年次株主報告書における組織情報の会計学的意義

平 松 一 夫

I. 企業の自主監視機能と組織情報

最近、大企業の不正経理や反倫理的行為が重大な社会問題としてとりあげられるに至り、企業の社会的責任や自主監視機能をめぐって、活発な議論が展開されている。これは、米国においてもわが国においても同様であり、特にディスクロージャーと会社組織にかかわる法規則の改正にまで及んでいる。

いうまでもなく、企業は全株主の利益に反しない行動をとり、社会的にも倫理的で公正な運営を行うことが期待されている。企業の反社会的行為に対してさまざまな批判がなされる状況のなかで、米国では、1970年代後半より、corporate governance という用語が頻繁に使用されるようになった。Corporate governance は、とりわけ企業の業務執行に強大な権限を有する取締役会の責任や構成をめぐる議論の中から、企業の自主監視機能を表現するために創出された用語である¹⁾。企業の自主監視に対する危機感は、SEC (証券取引委員会) 委員によってなされた諸表明に端的に表われているといえよう。例えば、1978年に、SEC の委員カーメル (R. S. Karmel) 氏は、「もし、産業界が、さまざまな批判に対して賢明なる対応をなしえず、よりよい企業の自主監視への方途を率直に探究しえないならば、連邦勅許制を促進しようとして議会や SEC などの独立した規制機関に対して加えられる圧力に抗することが、困難となるだろう」と警鐘をならしている²⁾。また、同じく SEC 委員のエバンス (J.

1) Corporate governance をめぐる議論については、例えば William S. Kanaga, "Corporate Governance — The New Battle Cry," *Financial Executive* (September 1979), pp. 12—19 を参照。

2) *Arthur Young News* (April 1978), p. 3 による。

R. Evans) 氏も、「会社の会計責任を増強するのに最も有望な方法は、会社の取締役が、株主を代表するという基本的責任を果たすことであり、また、経営者が現在の法的・倫理的基準にしたがって行動することを保証することである」と述べ、さらに「取締役会が真に経営者から独立していなければ、経営者の業務を効果的に監視したり、経営者の会計責任を保証することはできない」と論じているのである³⁾。

SEC 委員によるこのような論述は、企業の組織を会計学の視点から分析する場合の今日的な視点を提示するものであるといえよう。すなわち、株主にとって財務報告が重要であることは言うまでもないが、取締役会を中心とする会社組織が適切に機能していることを表明する組織情報もまた、財務報告の信頼性を支えるものとして今や株主にとって不可欠とされるに至っているのである。

本稿においては、米国年次株主報告書における組織情報（特に取締役会と役員に関する情報）の内容を検討し、その会計学的意義を考察することを目的とするのであるが、検討に際して企業の自主監視についての認識をその視点に据えることとする。以下、まず第2節で米国企業の取締役会と役員について、第3節で取締役会の委員会について論述する。そして節4節で、株主に対する組織情報の開示をめぐる規制と開示の実態を明らかにし、さらに会計学的な視点からその意義に言及せんとするものである。

Ⅱ. 米国企業における取締役会と役員

1. 取締役会 (Board of Directors)

米国では、会社の通常の業務執行の権限はすべて、株主総会によって選任された取締役会に付与されている。取締役会は業務執行の決定を行うが、その実行は取締役会が選任した社長ほかの役員によってなされる。通常の業務執行で

3) *Ibid.*, p. 3. なお、取締役会の独立性については、SEC 委員長としてウィリアムズ氏が強く主張してきたころでもある。これについては Harold M. Williams, *Corporate Accountability and Corporate Power*, (A Paper Presented at the Fairless Lecture Series, Carnegie-Mellon University, Pittsburgh, Pennsylvania, October 24, 1979) 参照。

ないような事項（例えば基本定款の変更、会社の合併・解散など）は、株主総会の決議を要するため、取締役会は、次のような事項について権限を有することになる⁴⁾。

- a) 業務執行役員の選任
- b) 役員や従業員の給料、退職金、年金計画の設定
- c) 会社の業務執行の権限の一部の主要な役員やその従属機関への委譲
- d) 商品や製品の価格の決定、労務政策の確立、新製品の研究や開発の決定
- e) 利益配当と資金調達⁵⁾の決定

ところで、取締役の資格についてはあまり制約はないが、企業の自主監視機能の観点から、米国における社外の非経営取締役と委員会の活用が注目される。米国企業の取締役は、社内の役員などの従業員が取締役を兼任する場合の「経営取締役」(management directors)と社外の「非経営取締役」(nonmanagement directors)から成る。粉飾決算として有名なマッケソン・ロビンス会社事件の後、1940年にSECは非経営取締役からなる監査委員会の設置を提唱した。その後さまざまな経緯を経て、1978年にニューヨーク証券取引所は、SECの提言にもとづき、会社から独立性を有する社外の非経営取締役によって構成される監査委員会の設置を要求するに至った⁶⁾。そして今日、米国の株式公開企業では、図表1によって明らかのように、全取締役のうち約7割が非経営取締役によって占められているのである⁶⁾。

また、取締役会は取締役のみからなる指名委員会や報酬委員会などの委員会を設けて、その権限の一部を委員会に委譲するのが普通である。非経営取締役は、さまざまな委員会を通じて企業の自主監視に重要な役割を果たしている。取締役会委員会については第3節において改めて論述することとする。

4) 並木俊守『会社役員の法理と実務』（有信堂、昭和55年）、p. 52による。

5) この点については、例えば神崎克郎『取締役制度論』（中央経済社、昭和56年）、p. 24を参照。またMcKesson & Robbins, Inc. 事件については、会計連続通牒第19号を参照のこと。

6) 図表1はEdwin S. Mruk and James A. Giardina, *Organization & Compensation of Boards of Directors* (New York, N. Y.: Arthur Yong & Company, 1981)のTable 1, 2, 3, 4にもとづいている。

図表 1 取締役会の構成と会合回数

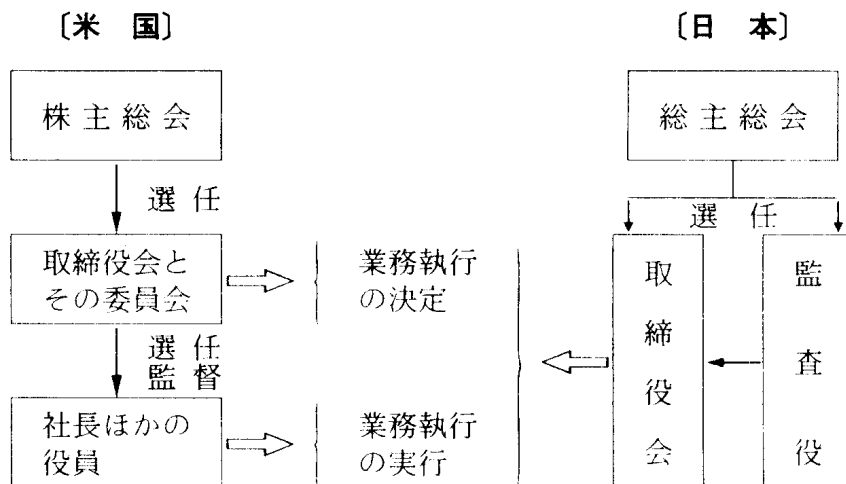
	経営取締役	非経営取締役	取締役数	年間会合回数
製 造 業	31%	69%	12	7
非 製 造 業	31	69	12	6
金 融	18	82	16	8
平 均	28	72	13	7

2. 役員 (Officers)

役員は、いわば会社の高級使用人であり、業務に関する取締役会の決定を実行するために、取締役会により選任される。通常その任期は1年である。各州の会社法は、役員として、社長 (president)、総務部長 (secretary)、経理部長 (treasurer) をそれぞれ1人ずつ選任するよう要求しているが、これに加えて、副社長、役員補佐、支配人などを選任するのが普通である。役員のうち社長は取締役を兼ねるのが一般であるが、それ以外の役員は必ずしも取締役である必要はない。また社長と総務部長を同一人物が兼任することはできないが、それ以外は兼任することができる。米国企業では一般に副社長の人数が多く、各人がそれぞれ会社の重要な部門や子会社に関する権限を委譲されている⁷⁾。

役員による業務執行の監督は取締役会で行うのであり、わが国のような監

図表 2 取締役と役員に関する日米比較



7) 並木俊守『アメリカ会社法概論』(有信堂、昭和155年)、pp. 51-53による。

査役の制度はない。わが国には、商法上、役員についての規定はなく、定款の定めにしたがい、取締役の中から社長、専務、常務など業務担当の取締役を選任し、これが社内的な業務執行を実行する。このように、わが国では取締役が業務執行の決定と実行を共に行うことから、その監督は取締役によってではなく監査役によって行われるのである。

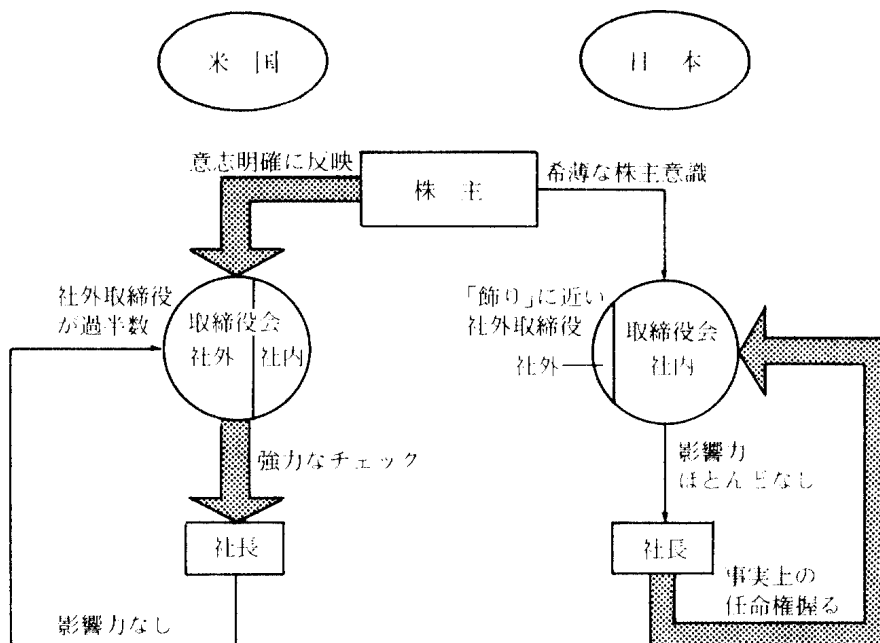
いま、取締役会と役員に関する日米比較を簡単な図によって示すと、図表2のようになる⁸⁾。

Ⅲ. 米国企業における取締役会委員会

取締役会は、先述のごとく、通常の業務執行の決定権限を複数の取締役（例えばニューヨーク州の場合は3名以上）から成る委員会に委譲することができる。ただし、委員会は配当宣言をはじめとするいくつかの権限についてはこれを有することができない⁹⁾。

8) 日米の社長と取締役の関係を端的に示した図として興味深いものに、日経ビジネスの図がある。参考のために掲載しておく（『日経ビジネス』1982年11月15日号、p. 65）。

対照的ともいえる日米の社長と取締役会の力関係



9) 並木俊守『アメリカ会社法概論』pp. 44—45 および pp. 179—180 参照。

最近は、こうした委員会制度を採用する企業が増加している。株式公開企業では、ニューヨーク証券取引所が設置を要求している監査委員会に加えて、報酬委員会、指名委員会、執行委員会、財務委員会などの委員会を設けている企業が多い。

委員会制度により、財務報告や内部統制、取締役会の構成、主要経営者の選任や報酬の決定などの諸領域で、非経営取締役がより大きな役割を演じることができるとされている。委員会制度が採用されないならば、取締役全員がより頻繁に会合しなければならなくなることから、委員会制度は企業管理を効率的に遂行する方法として考えられているわけである。

以下、まず主たる委員会の職能を概述することとする¹⁰⁾。

1. 監査委員会 (Audit Committee)

監査委員会は、次の諸機能について基本的な責任を有している。

- a) 独立監査人の選任についての推薦を行うこと。
- b) 独立監査人になるべく選ばれた人物と監査計画について協議すること。
- c) 監査報告書または監査報告書案および経営者の添付書類を独立監査人と協議して検閲すること。
- d) 内部統制の適切性について独立監査人と協議すること。

監査委員会は経営者と取締役の双方と密接にかかわって職務を遂行するのであるが、彼ら双方の能力や性格を客観的に評定しうるように、十分な独立性を保持しなければならない。そのため、監査委員会は社外の非経営取締役のみから構成されるのが建前とされるのである。

2. 報酬委員会 (Compensation Committee)

トップ・マネジメントの報酬の決定は、取締役会の影響が最も大きな領域であるとされる。この中心的な役割を演じているのが報酬委員会である。その職能には、次のものが含まれる。

- a) 企業の上級マネジメントの報酬協定を承認すること。

10) 以下、取締役会委員会についての記述は主として Edwin S. Mruk and James A. Giardina, *op. cit.*, pp. 14—17 による。

- b) 企業の役員や取締役が参加しうる報酬計画の採用、ならびにかかる計画におけるストック・オプション等の採用について承認すること。
- c) 業務執行役員および経営者集団についての報酬の理念と指針を承認すること。
- d) 代表業務執行役員の役割と業績を監督するという検閲機能を果たすこと。
- e) その産業ならびに他産業における代表業務執行役員および業務執行役員に対する報酬実務を検閲し、代表業務執行役員に対する適切な報酬水準を確立すること。
- f) 経営者集団の各人に対する賞与を含み、報酬についての代表業務執行役員の提案を検閲すること。
- g) 経営者の継承計画を検閲すること。

以上のごとく、報酬委員会は、一般にすべての従業員の個別の報酬に関与するのではなく、主たる業務執行役員にその焦点をあわせている。株主のために企業の自主監視の真に有効な手段となりうるために、また、報酬に関する事項に関して経営者に客観的な指針と支援を与えうるように、報酬委員会は経営者から独立しなければならないと考えられている。

3. 指名委員会 (Nominating Committee)

指名委員会の基本的な職能は、取締役の候補者を選出・調査し、推薦することである。さらに、個人株主その他の利害関係者集団によって推薦された候補者を調査しなければならない。最も望ましい取締役候補者を選出するために、指名委員会は、スタッフ・メンバーと外部のアドバイザーの双方の援助を得られるようなシステムを樹立しなければならない。

取締役候補者を探索するプロセスで、経験の深い指名委員会（および委員会に勤務する非経営取締役）はまた、企業内部の候補者を評価することにより、主要な業務執行役員の選任にも重要な役割を果たす。そのため、指名委員会はトップ経営者の継承計画の検討という任務をも課せられている。

経営者から独立した取締役会を展開する上で、指名委員会は極めて重要な役

割を果たしている。非経営取締役から成る強力な指名委員会がなければ、取締役会の構成員は経営者によって選出されがちになり、候補者の推薦に客観性が保証されなくなるからである。

4. 執行委員会 (Executive Committee)

執行委員会を設け、これに広範な権限を与えることの目的は、次の会議まで待たずに直ちに決定しなければならない重要な事項が生じた場合に、タイムリーにこれを処理することを保証することにある。執行委員会は、一般的な経営問題や企業全体に影響するような事項を迅速に処理することとなる。

多くの企業では、その企業を引退した代表業務執行役員またはその他の上級職執行役員たる取締役を執行委員会の委員に任命し、経営管理プロセスにかかわらしめている。各々の取締役会委員会の委員長が執行委員会の委員となることも多い。

5. 財務委員会 (Finance Committee)

財務委員会は、主として財務上の意思決定および計画にかかわりを持つ。その職能には次のものが含まれる。

- a) 会社の財務状況について適時、情報を得ておくこと。
- b) 財務委員会が受領する財務情報を評定し、必要とされるあらゆる行動計画についての結論を導出すること。
- c) 取締役会ならびに経営者に対して、財務上の諸事項について助言を与えること。

財務委員会は時には取締役会の会合の間にと取締役会全体にかかわって行動する権限を有することもあるが、それ自体として行動する権限を与えられていないのが普通である。

以上、主な取締役会委員会の職能を概述した。では、その設置状況はどうか。アーサー・ヤング会計事務所の調査結果にもとづき、公開企業のうち製造業について、委員会を有する割合を売上規模別に示したのが、図表3である。一般に、規模が大きい企業の方が各種委員会を設置する率が高いといえよう。このような一般的傾向は、(データの提示は省略するが)非製造業にも

金融業にも妥当するところである。

次に、各委員会の構成と年間会合回数を示したものが図表4である。図表4より、平均的な姿としては、各委員会の委員数は5名で、1年に4回会合を開いていることがわかる。図表4で注目すべきことは、平均して非経営取締役が81%と多く、経営取締役は僅か19%である点である。特に監査委員会、報酬委員会、指名委員会では、非経営取締役がそれぞれ96%、90%、84%を占めており、

図表3 製造業における委員会設置割合(売上規模別)

売上高	監査	報酬	指名	・執行	財務	その他
1000万ドル未満	67%	50%	17%	50%	33%	0%
1000万~2500万ドル	75	75	8	8	0	8
2500万~5000万ドル	88	81	16	44	3	6
5000万~1億ドル	86	78	22	44	11	22
1億~2億ドル	84	73	18	49	10	25
2億~5億ドル	92	77	31	59	19	26
5億~10億ドル	91	76	39	63	28	19
10億~20億ドル	96	89	53	80	22	38
20億~50億ドル	90	85	54	71	44	27
50億~100億ドル	92	85	77	69	54	69
100億ドル以上	100	100	70	90	40	60
平均	89	79	36	59	22	26

(出典) Edwin S. Mruk and James A. Giardira, *Organization & Compensation of Boards of Directors* (New York, N. Y. : Arthur Young & Company, 1981), p. 19, Table 6.

図表4 取締役会委員会の構成と年間会合回数

委員会	経営取締役	非経営取締役	取締役数	年間会合回数
監査委員会	4%	96%	4	3
報酬委員会	10	90	4	3
指名委員会	16	84	4	2
執行委員会	39	61	6	6
財務委員会	28	72	6	5
その他	27	73	5	5
平均	19	81	5	4

(出典) Edwin S. Mruk and James A. Giardina, *op. cit.*, p. 18, Table 5.

財務委員会で72%、執行委員会で61%と比較的少いのに対して特徴的である。このように非経営取締役は、特に経営者からの独立が強く求められる委員会において多数を占めており、企業の自主監視に重要な役割を果たしているものと推察されるのである。

Ⅳ. 年次株主報告書と委任状勧誘資料における組織情報の開示

1. 年次株主報告書における組織情報の開示規制とその実態

米国企業の組織における取締役・役員についての以上のごとき理解にもとづき、本節では、まず、年次株主報告書での組織情報の開示規制とその実態をみることにする。

証券取引法第14 a - 3 条（および第14 c - 3 条）第8項では、年次株主報告書における組織情報の開示について次のように定めている。

「(年次株主) 報告書は、会社の取締役および業務執行役員の各人を識別し、これら各人の主たる職業ないし職務、および各人が雇用されている組織の名称と主たる事業を明示しなければならない。」

つまり、年次株主報告書には、取締役と業務執行役員に関する情報として

a) 氏 名

b) 職位

c) (社外取締役の場合) その雇用されている企業等の名称と業種

を記載すれば法的規制要件を満たすことになるわけである。

1982年の20社の年次株主報告書にみられる取締役・役員関係の記載事項の諸側面を要約したものが図表5である。図表5から、組織情報について次の特徴が指摘されよう。

(1) 取締役

すべての企業が取締役の氏名・職位・(社外取締役の) 雇用組織の名称を記載している。また、雇用組織の業種と都市名を記載している事例も約半数に及んでいる。しかし、取締役への就任年度や年齢・写真を掲載する企業は僅かしかない。

図表5 年次株主報告書における組織情報

(1982年版による)

		ページ数	取締役					委員会		役員							
			氏名	職位	雇用名	組織業都	就任年度	年令	写真	委員氏名	説明	氏名	職位	就任年度	年令	説明	写真
1	Aluminium Company of America	1	○	○	○	○	○			△		○	○				
2	Boise Cascade Corporation	1	○	○	○		○			△		○	○				
3	Caterpillar Tractor Co.	0.7	○	○	○	○				△		○	○				
4	The Coca-Cola Company	4	○	○	○		○					○	○				○
5	Dart & Kraft, Inc.	2	○	○	○	○	○			○	○	○	○				
6	Eaton Corporation	1.3	○	○	○	○	○			○		○	○				
7	General Electric Company	7	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○
8	The Goodyear Tire & Rubber Co.	2	○	○	○	○				△		○	○				
9	Holiday Inns, Inc.	1	○	○	○		○			△		○	○				
10	Lockheed Corporation	2	○	○	○	○	○			○		○	○	○			
11	Manufacturers Hanover Corporation	5	○	○	○				○			○	○				○
12	Monsanto Company	1.5	○	○	○					○		○	○				
13	Safeway Stores, Incorporated	3	○	○	○	○						○	○			○	○
14	Sears, Roebuck and Co.	1	○	○	○					△		○	○				
15	Texaco, Inc.	2	○	○	○		○			○		○	○			○	○
16	Union Pacific Corporation	2	○	○	○		○			△		○	○				
17	United Technologies	2	○	○	○	○				○		○	○				
18	Westinghouse Electric Corporation	2	○	○	○		○		○	△		○	○				
19	W. R. Grace & Co.	1.5	○	○	○	○		○		△		○	○		○		
20	Xerox Corporation	1	○	○	○		○			△		○	○				

注) 委員会の委員氏名については、○は委員氏名を独立表示しているもの、△は取締役氏名に委員会の記号を付しているものである。

(2) 取締役会委員会

取締役会委員会については、ほとんどの企業が何らかの記載をしているが、委員会ごとに委員名を独立して記載しているのは半数に満たない。多くは取締役の氏名の横に記号を付して、その取締役の属する委員会を指示しているにすぎず、委員会に全くふれていない企業もある。なお、General Electric 社のように、取締役会とその委員会についての説明を記載している企業も僅かではあるが存在する（図表6参照）。

図表6 GE社（1982年）の取締役会と委員会の説明

General Electric 社の取締役会は1982年に11回の会議を開きました。取締役の写真はアルファベット順に前ページに掲載されています。9月の取締役会会議で Barbara Scott Preiskel 女史が取締役に選任され、取締役数が18人になりました。Preiskel 女史は弁護士で Wellesley College と Yale Law School を卒業しております。女史は1977年から1983年2月まで全米映画協会の副社長と評議員に就任しておりました。

取締役会は5月の会議で、四半期配当を1株当たり80セントから85セントへ増額しました。

定例会議の他、取締役はこのページに掲載されている7つの委員会に所属しています。委員会は取締役会の職務を支持するものであります。

監査委員会は、社外取締役のみで構成され、4回会議を開きました。その職務には、独立の公認会計士と当社の監査職員双方の活動の検閲が含まれています。

財務委員会は、4回会議を開き、当社の財政状態、海外投資および General Electric Credit Corporation の経営活動を調査いたしました。

経営発展報酬委員会は、10回会議を開き、GE社の経営者の変更、非課税給与の構造および役員報酬計画を検討し承認いたしました。

指名委員会は、取締役会の候補者、委員会の構造および委員会の任務を検討するため、3回会議を開きました。

営業委員会は、監査・財務・技術科学委員会との合同の会議を含めて5回会議を開き、当社のサービス・資材事業および労働関連の環境を検閲いたしました。

公共責任委員会は、2回の会議で、当社に影響を及ぼす環境その他の重要問題を調査いたしました。また経済の非営利部門に対する当社の寄付も調査いたしました。

技術科学委員会は、営業委員会と合同で2回会議を開き、当社の産業用エレクトロニクス事業の検閲を行いました。

(3) 役員

役員については、ほとんどの場合、氏名・職位が記載されているのみである。役員の詳細な年齢・就任年度・写真・説明を掲載する企業も少なくはないが、むしろ例外的である。

以上のごとく、実際の年次株主報告書における組織情報については、証券取引法の規制要件を満たすのみの企業が多いといえよう。

ところで、米国企業の株主向けの組織情報の開示を検討する場合には、単に上記のごとき年次株主報告書での組織情報の開示をみるだけでは十分であるといえない。米国では株主に株主総会の通知を送付するに際し、取締役の選任等に関する委任状勧誘資料（proxy statement）が送付されるのであり、年次株主報告書はこれに対する添付資料として送付されるのである。委任状の勧誘がなされない場合には、議案資料（information statement）が送付され、同様に年次株主報告書が添付される。そして、委任状勧誘資料や議案資料には、取締役やその委員会に関する詳細な情報が記載されることとされているのである。したがって、株主に対する組織情報の開示は、年次株主報告書と委任状勧誘資料（または議案資料）の双方の内容から成るものといわなければならないのである。そこで、次に、委任状勧誘資料における組織情報の開示規制をみることにする。

2. 委任状勧誘資料における組織情報の開示規制

委任状勧誘資料の記載事項は、証券取引法第14 a -101条（Schedule 14 A）に規制されている¹¹⁾。取締役候補者と（株主総会後も任期が継続する）取締役についてはその項目6に定められている。

まず、項目6(a)は、取締役候補者と取締役に関してレギュレーションS-Kの項目401によって要求されている情報を開示することとしている¹²⁾。

レギュレーションS-Kの項目401に関連する開示事項は、次のごとくである。

11) 議案資料については証券取引法第14 c -101条に定められている。

12) レギュレーションS-Kは正式にはCode of Federal Regulations 第17巻のPart 229のStandard Instructions for Filing Forms under Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934 — Regulation S-Kのことである。

- i) 各取締役候補者と取締役の氏名、年齢、会社での職位と事業所、取締役としての任期、および取締役であった期間。また、別の人物との協定または了解によって取締役候補者となった場合には、その協定または了解事項について簡単に記述すること。
- ii) 取締役・業務執行役員との間の縁戚関係の性質。
- iii) 各取締役候補者と取締役の過去5年間の事業経験。これにはその人物の主たる職業および職務、およびこれに関する会社等の名称を含む。また、取締役候補者が他の一定の会社の取締役である場合には、会社名とその会社の取締役である旨を記載する。
- iv) 取締役候補者と取締役が過去5年の間に一定の法律訴訟に関与した場合は、その旨記載する。

次に項目6(b)は、下記のごとき諸関係その他同様の諸関係についても開示することを要求している。

- i) 取締役候補者または取締役が、過去5年間に、会社の親会社・子会社または関係会社に主たる職業を有したり、雇用されたことがあるかどうか。
- ii) 取締役候補者または取締役が、会社の親会社・子会社または関係会社の業務執行役員と縁戚関係にあるかどうか（ただし、実の従兄弟より遠い関係は除く）。
- iii) 取締役候補者または取締役が、現在または過去2事業年度において、会社の重要な供給先または顧客の役員・取締役・従業員または所有者であったかどうか。

項目6(d)¹³⁾は、会社に取締役会の監査委員会、指名委員会ないし報酬委員会または類似職能を遂行する委員会が常設されているかどうかの開示を求めている。そして委員会が存在する場合には、各委員会の委員、前事業年度中の開催回数、および各委員会によって遂行された職能等の簡単な記述を、記載することとしている。

項目(e)は、前事業年度中に開催された取締役会の回数の記載を求め、さらに、

13) 項目6(c)は投資会社法に関する規定であるので、ここでは省略する。

この取締役会と委員会への出席率が75%未満であった取締役を記載することとしている。

項目6(f)は、会社の営業、政策または実務に関する事項について、会社と意見が一致しないために取締役を辞任したり、または再選を辞退した取締役がある場合で、その取締役が意見の不一致を記述した文書を会社に提出し、その開示を要望している場合には、その取締役の辞任または再選辞退について記載し、意見の不一致の概要を記載することとしている。

なお、項目7は、取締役および業務執行役員の報酬に関する情報の提供を要求している。その詳細はここでは省略するが、取締役または業務執行役員のうちで、現金または現金等価物による報酬が5万ドルを超える最も報酬の高い5人の報酬を表形式で開示することとしている。その表には、その個人の氏名、職名、給与、賞与等を記載することとされる。さらに、役員・取締役全体の報酬総額も記載が要求されている。この場合、個人個人の氏名の記載は不要であるが、合計人数を記載しなければならないのである。

上記の委任状勧誘資料（または議案資料）の組織情報は、わが国の「大会社の株主総会の召集通知に添付すべき参考資料等に関する規則」の第3条にもとづいて記載される取締役または監査役についての事項に相当するといえる。わが国の場合は、取締役・監査役候補者の氏名、生年月日、略歴、その有する会社の株式の数、他の会社の代表者であるときはその事実、会社との間に特別の利害関係があるときはその旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨を記載することとされている。これらは、取締役・監査役の個人についての情報のみであり、取締役会の職能や会合回数、出席率の記載が要求されていない点で、米国の場合より簡略である。また報酬についても、わが国では総額記載にとどまっており、特定の個人別情報は記載されない。このように、わが国企業の組織情報は、企業の自主監視機能の観点からすれば、米国企業の場合に比して不十分であると思われる。

V. 株主に対する組織情報の会計学的意義

企業の組織を議論する場合の今日的な視点が企業の自主監視にあることは、本稿の始めに指摘したとおりである。そして本稿では、米国企業で特に非経営取締役と委員会の活用により、自主監視の強化が図られていることを論じるとともに、株主に対する組織情報の開示についても、この点が重視されていることを明らかにしたのである。

本稿において論じたように、確かに、年次株主報告書のみをみるならば、米国企業の組織情報は単に取締役と役員の氏名、職位等を列挙したにすぎない事例が多い。しかしながら、委任状勧誘資料や議案資料には、取締役選任のため、個人個人の取締役候補者についてのみならず、取締役会とその委員会の職務遂行状況、取締役の出席状況、縁戚関係等を記載せしめることにより、企業の自主監視について株主が必要とする情報を開示することとされているのである。財務諸表や内部会計統制については、経営者報告書や監査報告書によってその適切性が表明されることになっているが、取締役会や役員の機構と活動に関する情報を通じて企業の自主監視機能が十分に作動していることが保証されるのでなければ、財務諸表等の会計情報を株主が真の意味で信頼することはないであろう。したがって、株主に対して開示される組織情報は、単に取締役や役員の氏名・職位を列挙するのみでなく、その機構が、社会的、倫理的にも公正に運営されており、株主によって受託されている資本を適正に運用・報告していることを表明するものでなければならないと考えられる。このように、企業の組織情報は、その企業（特に強大な権限を有する取締役会と役員）の自主監視が健全に機能していることを保証することにより、会計情報の信頼性を高めるという重要な役割を果しうるのであり、そこに組織情報の会計学的意義が見出されるのである。

（筆者は関西学院大学商学部助教授）